

厚生労働大臣

川崎 二郎 殿

厚生労働省

発達障害対策戦略推進本部 御中

## 平成19年度厚生労働省関係予算要望事項

日本発達障害ネットワーク

代表 山岡 修

104-0044 東京都中央区明石町6-22 ダヴィンチ築地2

社団法人日本自閉症協会内 JDD ネット事務局

電話：03-3547-1733 Fax：03-5413-3358

E-MAIL：jddnet@mbn.nifty.com

発達障害児者に対する生涯に渡る支援体制の整備および関係機関との連携システムの速やかな構築をお願いいたします。

### 【厚生関係】

1. 発達障害の早期発見・早期発達支援のための実施体制の確立、5歳児検診の検討
2. 発達障害の専門医師の養成や保健師等関係者に対する発達障害についての研修の充実、専門相談員の育成・配置
3. 発達障害の診療に対する保険点数の見直し
4. 医療機関の拡充（児童から成人まで）
5. 保育所・保育園における適切な対応
6. 発達障害者支援体制整備事業の拡充
7. 発達障害者支援センターの増設
8. 発達障害者支援センター職員向けの研修の実施場所の拡大
9. 発達障害の成人のための相談体制の整備
10. 発達障害者の家族に対する支援体制の整備
11. 障害基礎年金などによる所得保障制度の拡充
12. 発達障害者支援に適した手帳制度の検討
13. 「障害者自立支援法」における発達障害の位置づけの明確化
14. 知的発達の遅れを伴う発達障害児者福祉サービス（入、通所施設を含む）の充実と抜本的見直し
15. 一生涯を通じた支援体制の確立（関係行政機関、地方公共団体との連携の強化）
16. 発達障害者への差別禁止の法律の実現
17. 臨床心理士、作業療法士、特別支援教育士や感覚統合の専門家等、専門知識を有する人材の活用
18. 国民の理解啓発の促進
19. 児童福祉施設、司法矯正警察機関の職員の啓発と専門職の配置
20. 公的機関・交通機関・公共機関などにおける発達障害に対する理解啓発
21. 発達障害児の感覚統合障害特性を科学的に解明するためのプロジェクト予算化
22. 発達障害児の早期発見のためのシステムを、子どものアセスメント手段を含めて開発するための予算化

23. 親の会やNPO 法人等の民間団体との連携、支援・活用

【労働関係】

1. 「障害者の雇用の促進に関する法律」の改定
2. 雇用・就業関係機関職員や事業所に対する発達障害の知識の普及と啓発
3. 相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度の充実
4. 雇用機会の拡大
5. 発達障害者支援体制整備事業の拡充
6. 発達障害者に適した就労支援施策の実施
7. 手帳未取得の発達障害者に対する職場適応支援、就労継続支援
8. 公的機関における発達障害のある人の雇用の促進
9. 一生涯を通じた支援体制の確立（関係行政機関、地方公共団体との連携の強化）
10. 発達障害者に対する差別を禁止する法律の早期の実現
11. 国民の理解啓発の促進
12. 親の会やNPO 法人等の民間団体との連携、支援・活用

平成 19 年度厚生労働省関係予算要望事項

日本臨床心理士会  
会長 河合 隼雄

【厚生関係】

1. 早期発見、早期発達支援の場として、子育て支援・児童家庭相談業務に当たる部署に、発達障害児とその家族に対応する専門相談員を配置してください。

保護者に不安を与えず、しかも早期に必要な情報が得られ、支援につなぐことが可能な場として、区市町村（あるいは地域）における子育て支援・児童家庭相談業務に当たる部署（家庭児童相談室、子ども家庭支援センター、児童家庭支援センター等）のすべてに、発達アセスメントと家族支援の相談が同時にできる専門相談員として、臨床心理職等を配置してください。

2. 「乳幼児健診」における、早期発見、早期発達支援とその後のフォロー体制を確立してください。

1歳半、3歳児健診の場に臨床心理職が配置されている割合は、平成17年度全国調査（注）において、その45%程度に過ぎません。また、健診後に発達障害児への継続的相談を実施している機関は41%でした。この状態を改善するために発達アセスメントと家族支援の相談を同時にできる専門相談員として、すべての乳幼児健診の場に臨床心理職等を配置してください。

（注：平成17年度子ども家庭総合研究事業「新しい時代に即応した乳幼児健診のあり方に関する研究」より）

3. 乳幼児健診の回数や年齢の区切り方について再検討してください。

現在、乳児健診、1歳半、3歳児健診となっていますが、障害の特徴により発見可能な時期が異なります。発達障害児の早期発見と早期発達支援のためには、2歳児歯科健診時の工夫や3歳児健診から就学時健診までの間に健診の機会を新たに設ける試みも必要といえます。こうしたことから、乳幼児健診の適切な時期に関する研究をしてください。

4. 発達障害者支援センター職員の配置基準の増員をしてください。

ライフサイクルにより変遷する様々な課題に取り組んでいくために、発達障害者支援センターには、地域に対する強い指導性と調整機能、および当事者からの専門的な相談に対する迅速で柔軟な対応や支援が求められます。現状では、4つの事業内容を4人の配置職員で遂行することはきわめて困難と考えられ、配置基準に臨床心理職を含む職員の増員をしてください。

5. 子育て支援、乳幼児健診、児童相談、医療機関、教育機関における連携と情報の共有が、本来の支援に資する形でスムーズに展開するような仕組みの検討が必要です。

現在、行政の縦割りにより情報の共有が必ずしも適切ではなく、また、当事者の意向にかなう形で必要な情報が活かされていない場合もあります。このはざまですべての子育て不安や虐待、不適応行動などが助長されないような支援の仕組みが求められています。当事者の個人情報に関する守秘義務のあり方についても検討してください。

6. 児童福祉施設、司法矯正警察機関の職員の啓発と専門職の配置を検討してください。

上記の施設・機関において、多くの発達障害児が障害に対する適切な療育や支援を受ける機会が保障されているとはいえません。その実態を調査し、早期に職員の再教育や専門職員の配置の検討をしてください。

7. 臨床心理職が発達障害者とその家族の心理的支援に安定的・継続的に関われる体制を作るために、その基盤となる国家資格を早期に創設してください。

現在の臨床心理士は広い領域（下記資料）で発達障害に関する業務を行っていますが、その位置づけは不安定であり、支援を担う専門職として、さらに専門性を発展させる基盤が必要です。

## 資料

### ○ 臨床心理士が発達障害の支援にかかわっている職場・事業

#### 【福祉領域】

- 1 公営通園療育施設 2 民間通園療育施設
- 3 公営入所療育施設 4 民間入所療育施設
- 5 保育園 6 児童養護施設 7 自立支援施設 8 児童相談所
- 9 子育て支援関係 10 授産・作業所
- 11 発達障害者支援センター運営事業 12 発達障害者支援体制整備事業
- 13 圏域支援体制整備事業 14 その他の福祉領域

#### 【保健・医療領域】

- 15 都道府県保健所 16 区市町村の保健センター：母子保健・健診関係
- 17 区市町村保健センター：精神保健関係
- 18 精神神経科 19 神経内科 20 心療内科 21 脳外科 22 小児科
- 23 小児神経科 24 児童精神科 25 発達クリニック
- 26 その他の医療領域

#### 【教育領域】

- 27 教育相談 28 幼児教育相談 29 幼稚園
- 30 小学校スクールカウンセラー 31 中学校スクールカウンセラー 32 高校スクールカウンセラー
- 33 不登校のための教室など 34 養護学校 35 大学学生相談
- 36 特別支援教育体制推進事業 37 その他の教育領域

#### 【司法矯正警察領域】

- 38 家庭裁判所 39 鑑別所 40 少年院 41 少年刑務所 42 刑務所
- 43 保護観察関係 44 警察諸機関 45 その他の司法等領域

#### 【研究領域】

- 46 研究領域

#### 【産業領域】 47 職業紹介・訓練・就労支援など 48 一般企業

#### 【民間領域】 49 私設心理相談室

#### 【その他の領域】 50 各種行政委員 51 NPO 等法人 52 その他

なお、他に、NPO 法人アスペ・エルデの会、NPO法人エッジ、全国LD親の会、社団法人 日本自閉症協会、日本感覚統合学会、NPO 法人ねお 、特定非営利活動法人 自閉症くらし応援舎 TOUCH、きなっせ九州！も要望を出しました。

以上